

平成27年度第2回千葉県がん対策審議会議事録

1 日 時 平成27年10月23日（金）午後6時00分から午後7時30分

2 場 所 千葉県庁本庁舎5階大会議室

3 出席委員

田畑会長、永田委員、伊澤委員、石野委員、磯部委員、内田委員、大岩委員、
金井委員、斎藤委員、伊達委員、西田委員、藤澤委員、星野委員

4 議題

- (1) がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院の指定に係る推薦について
- (2) がん登録等の推進に関する法律の施行に伴う部会の設置について

5 議事内容

議題（1）がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院の指定に係る推薦について

【事務局より資料1、2、3-1、3-2、4-1、4-2に基づき説明】

【千葉県がんセンターより資料5に基づき説明】

○田畑会長

事務局及び千葉県がんセンターから説明のあった「がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院の指定に係る推薦について」、質問や意見を伺う。

なお、永田委員は、千葉県がんセンターに関わる部分については、意見等は控えること。

○内田委員

千葉県がん対策審議会として国への推薦を決定し、県から国へ推薦した時に、更新2病院、新規3病院が、国ではじかれることがあるのか。

特に、ガバナンスの改善ということで、県がんセンターが相当頑張っていることは十分承知しているが、それが果たして国にきちんと伝わるのかどうか。前回の指定の取消しの時にも、いきなり指定取消しという議会としては寝耳に水の話であった。

ガバナンス等の要件が厚生労働省から明示されてない中で、厚生労働省が特定機能病院を対象に実施しているガバナンス等の集中検査項目に準じて点検・改善しているという部分があったが、国の動向は大丈夫だと思っていいいのか。

国に、県がんセンターも他の病院もきちんと頑張っているという状況を十分説明の上、納得してもらい、ぜひ指定していただくよう、県として働きかけをきちんとするよう要望する。

○事務局

指定要件を充足していることは十分確認し、千葉県にとって指定が必要な病院であると考えているので、指定を受けるための十分な説明を行った上、国に納得していただけるような準備を進めていく。

○藤澤委員

県がんセンターが改革を進めていることは十分に承知している。

資料5の7ページの医療安全管理委員会の位置づけについて確認したい。医療事故があった時、検討した結果、当該治療をやめるべきとなった場合、それを病院長に勧告をして、病院長が実施するという説明があったが、それは正しいか。

○県がんセンター浜野診療部長

そのとおり。病院長が業務命令として、手術なり治療なりを実施しないようにというのが組織の成り立ちになっているので、病院長に、そういう指示を出すように医療安全管理委員会として勧告をするという内容になっている。

○藤澤委員

組織的にみて、それが本当にガバナンスというのかどうか。ガバナンスの観点からいうと逆のように考えられる。病院長があって、その下に医療安全管理委員会があるわけで、乱暴な言い方をすれば、病院長が決めれば無理してでもその治療をやめることは組織上できるはずだと思う。そういう組織になっているのではないのか。

○県がんセンター浜野診療部長

そのとおり。今回の事例においては、医療安全管理委員会では検討されずに治療が続けられていたという事例があったため、医療安全管理委員会という院内の開かれた場での議論をきちんと行い、その上で組織として判断するという仕組みになっている。

○藤澤委員

病院長に医療安全管理委員会が勧告するというようにしたいということか。

○県がんセンター浜野診療部長

そのとおり。医療安全について専門的な知識や経験を持つ者達の議論を踏まえた上で、病院長が判断するということになる。

○藤澤委員

病院長は、医療安全管理委員会の勧告を受け、病院長の裁量・考え方はどう反映されるのか。病院長のガバナンスという面からみるとあまりガバナンスになっていないと思うので確認したい。

○県がんセンター浜野診療部長

医療安全管理委員会の専門的な議論と結論を踏まえて、病院長はそれを重く受け止めて判断する。医療安全管理委員会の検討結果は、病院長として無視はできないと思われる。

○藤澤委員

今までの経過がそうさせていることを理解しているが、一般的な病院のガバナンスはそうではないように思う。

○西田委員

最終デシジョンするのは病院長であって、医療安全管理委員会は答申するという理解と考える。厚生労働省が求めているのは、そういう形なので、以前の事件があったため、このような表現になっていると思う。少なくとも私の病院ではそうしている。

○藤澤委員

それであれば理解できる。医療安全管理委員会が病院長に総意として答申して、最終判断は、病院長が決めるべきと思ったので確認した。

○県がんセンター浜野診療部長

医療安全管理委員会としては決定事項を進言、答申し、最終決定権は病院長にあるということになっている。

○田畑会長

都道府県がん診療連携拠点病院として、千葉県がんセンターの新規指定、地域がん診療連携拠点病院として、東邦大学医療センター佐倉病院の新規指定、並びに、順天堂大学医学部附属浦安病院及び千葉労災病院の指定更新、地域がん診療病院として、さんむ医療センターの新規指定を推薦することによろしいか。

(異議なしの声)

○田畑会長

事務局は、推薦手続きをお願いする。

議題（２）がん登録等の推進に関する法律の施行に伴う部会の設置について

【事務局より資料６に基づき説明】

○田畑会長

事務局から説明のあった「がん登録等の推進に関する法律の施行に伴う部会の設置について」、質問や意見を伺う。

○内田委員

部会の設置は条例か、要綱か。

○事務局

千葉県がん対策審議会が附属機関として条例で設置されている。担任する事務は、条例設置の事務になっているので、がん登録等の推進に関する法律等に基づく事務を加えることになる。

○内田委員

条例改正ということか。時期はいつか。

○事務局

条例改正案を12月議会に上程したい。

○内田委員

千葉県がん対策推進計画の中には、全国がん登録について載っていない。その整合をどうしていくのか。千葉県がん対策推進条例は、全国がん登録が始まることによって改定は必要があるのかないのか。

○事務局

計画にない新しい部分は、対応していくこととしたい。条例は、見直しの時期にあわせて対応したい。

○内田委員

そこらへんが後手後手に回ると思う。せつかくやるのだから一部改定でその部分だけでも見直す、あるいは、条例はつくったときに文案で全国がん登録も読めるようにしてあるからそれでいいのかと思うが、全国がん登録と出た時期に、県の計画の中で何も出てないままで次の改定まで待つというのにはあり得ないと思うので、部会の設置も含めて、適宜、いろいろなところに反映させていただくよう要望する。

○田畑会長

がん登録の部会の設置を進めてよろしいか。

(異議なしの声)

○田畑会長

部会の委員については、千葉県がん対策審議会運営要領第4条第3項の規定により、会長が指名することになっているので、事務局と協議のうえ決定したい。

○田畑会長

その他、何かあるか。

○事務局

資料7に基づき、今後のスケジュールについて説明。

【議事終了】